東京都主税局税制調査課　御中

諸外国の社会保障制度と財源(税・社会保険料等)の在り方に関する調査委託

2025年 3月31日
最終報告書（概要版）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

1. 諸外国における社会保障制度と財源	2
（1）社会保障制度と財源	3
（ア）イギリス	3
（イ）ドイツ	5
（ウ）フランス	7
（エ）韓国	9
（オ）オランダ	11
（カ）日本	13
（キ）各国比較	15
（2）諸外国で実施された社会保障制度と財源	16
（ア）給付の削減	16
（イ）世代間衡平メカニズム	18
（ウ）富裕層向け追加負担金	19
（エ）ソブリン・ウェルス・ファンド	20
（オ）年金の民営化	20
2. 日本の社会保障財源に係る検討	21
（1）改革の方向性	22
（2）財源確保上の課題	22
（3）社会保障財源確保のための参考事例	23
（ア）富裕層向け追加負担金	23
（イ）社会保障目的の新規財源	24
（ウ）人口動態を踏まえた時限的な社会保険料の負担増	25
（エ）社会保障財源確保策のまとめ－留意点と効果－	26
（4）応能負担に係る参考事例	27
（ア）所得税と社会料負担の課税ベース・賦課ベースの統一	27
（イ）金融所得資産を考慮した社会保障財源確保	27
（ウ）柔軟な社会保険料ブラケットの改定	28
（エ）現役世代に限定しない社会保障財源確保	28
（オ）応能負担策のまとめ－留意点と効果－	29
（5）各参考事例のまとめ－財源確保上の効果と応能負担面での効果－	31

１．諸外国における社会保障制度と財源

（１）社会保障制度と財源
- （ア）イギリス
- （イ）ドイツ
- （ウ）フランス
- （エ）韓国
- （オ）オランダ
- （カ）日本

（２）諸外国で実施された社会保障制度と財源
- （ア）給付の削減
- （イ）世代間衡平メカニズム
- （ウ）富裕層向け追加負担金
- （エ）ソブリン・ウェルス・ファンド
- （オ）年金の民営化

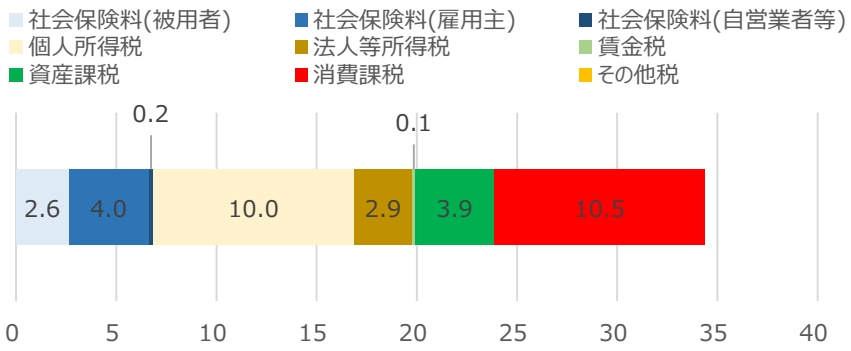
（1）社会保障制度と財源

（ア）イギリス　（報告書pp.1－15）

②社会保障制度全般

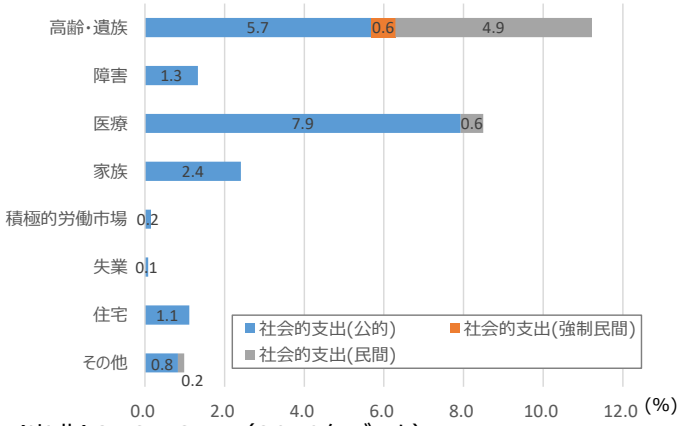
- イギリスでは、社会支出に対する公的支出はGDP比19.5%である。うち高齢・遺族5.7%、障害1.3%、医療7.9%、家族2.4%、職業訓練0.2%、失業0.1%、住宅1.1%、その他0.8%である。
- 税・社会保険料のGDP比については、社会保険料(被用者）2.6%、社会保険料(雇用主)4.0%、社会保険料(自営業者等)0.2%、個人所得税10.0%、法人等所得税2.9%、資産課税3.9%、消費課税10.5%となっている。
- ①税財源により原則無料でサービスを提供し、公的関与度の高い医療、②社会保険方式に基づき、公的年金の水準は低く、私的年金を活用する年金、③自治体が中心的な役割を果たし、民間サービスの活用も図られている介護、といった特色がある。

税・社会保険料対GDP比



(出典)OECD Stat（2021年データ）

社会保障費対GDP比



(出典)OECD Stat（2019年データ）

	1990年	2022年	変化
高齢化率	15.9%	18.9%	+3.0%
出生率	1.83	1.53	▲0.20

※　出生率は2021年データ

	社会保障制度　※左記の分類とは異なる	
	制度概要	財源
年金	国家年金(公的年金)	社会保険料
	年金クレジット	税財源
医療	国民保健サービス(NHS)	税財源
介護	地方自治体の提供する介護支援	利用者の利用料 税財源(低所得者のみ)
公的扶助	所得調査制求職者給付 ユニバーサルクレジット	税財源

（1）社会保障制度と財源

（ア）イギリス　（報告書pp.1－15）

■【社会保障制度全般】

- 1911年の国民保険法により社会保障制度が創設された。その後、第二次大戦中に提出された有名な「ベバリッジ報告」により戦後の社会保障制度の青写真が示され、逐次整備が進められたことから、歴史的には社会保障制度の体系的な整備に先駆的に取り組んできた国の一つである。概括的にいえば、社会保障の枠内でも、①税財源により原則無料でサービスを提供し、公的関与度の高い医療、②社会保険方式に基づき、公的年金の水準は低く、私的年金を活用する年金、③自治体が中心的な役割を果たし、民間サービスの活用も図られている福祉、といった特色がある。
- 現在、年金、傷病、失業による就労不能等に係る給付（退職年金、雇用・支援手当（Employment and Support Allowance）、遺族関連給付、求職者手当（Jobseeker's Allowance）等）を総合的に行う全住民を対象とした国民保険（National Insurance）に一元化されている。被用者に係る国民保険の保険料は、被用者と事業主とで負担する。

■【年金制度】

- 公的年金制度である国家年金、低所得の高齢者向けの年金クレジット（Pension Credit）のほか、職域年金（企業年金）などの私的年金により、高齢期の所得の確保が図られる構造となっている。公的年金制度は2016年4月以降、全就業者等を対象とする一層の国家年金（New State Pension）のみとなった。
- 公的年金の給付水準が相対的に低いこと、公的年金の役割を縮小する政策を先駆的に実施し、私的年金の役割を拡大してきたことが特徴として挙げられる。基準を満たす職域年金には従業員を自動加入させる仕組がある。
- 財源には税負担はなく、被用者・雇用主からの保険料（失業給付等も含む国民保険料）で賄われている。

■【医療制度】

- 国民保険制度とは別に、税金を財源とする1948年に創設された国営の国民保健サービス（NHS）として全住民を対象に原則無料で提供されている（一部、国民保険料からの拠出あり）。
- 救急医療の場合を除き、①あらかじめ登録した一般家庭医（GP：General Practitioner）の登録が義務付けられており、GPによる診察を受けた上で、②必要に応じ、一般家庭医の紹介により病院の専門医を受診する仕組みとなっている。

■【介護制度】

- 英国における介護（Social care）支援は、地方自治体から提供される。2021年9月に、Boris Johnson政権が、国民保険料引上げ・生涯介護費用のキャップ制を含む大規模な介護制度改革案を提案し、その動向が注目された。しかし、その後のトラス政権、スナク政権において、経済政策や地方自治体の準備不足等の理由から、国民保険料引上げの撤回、生涯介護費用のキャップ制の導入の延期等が発表され、現スターマー政権でもその実現には至っていない。
- 近年は、自治体直営のサービスが縮小し、競争市場で民間から介護サービス調達を行う形態への移行が進んでいる。

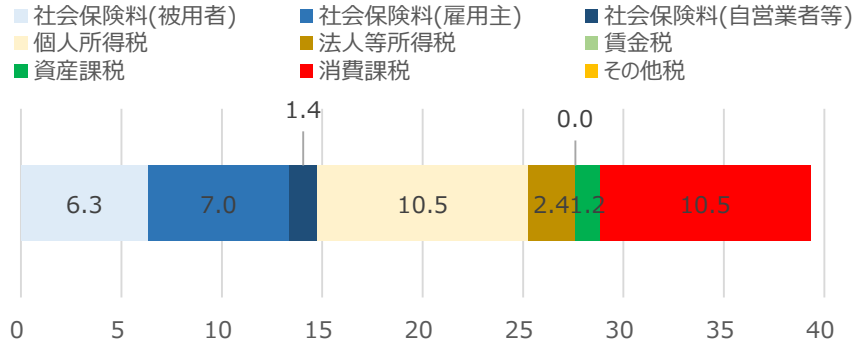
（1）社会保障制度と財源

（イ）ドイツ　（報告書pp.16-36）

②社会保障制度全般

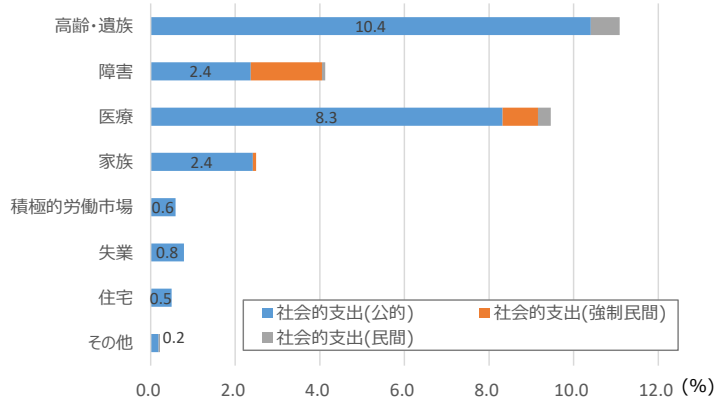
- ドイツでは、社会支出に対する公的支出はGDP比25.6%である。うち高齢・遺族10.4%、障害2.4%、医療8.3%、家族2.4%、積極的労働市場0.6%、失業0.8%、住宅0.5%、その他0.2%である。
- 税・社会保険料のGDP比については、社会保険料(被用者）6.3%、社会保険料(雇用主)7.0%、社会保険料(自営業者等)1.4%、個人所得税10.5%、法人等所得税2.4%、資産課税1.2%、消費課税10.5%となっている。
- ドイツの社会保険制度の特徴として、①被用者保険として創設されたこと、②カバーすべきリスクに応じて分立していること、③当事者自治の原則に従って組織された独立した運営主体によって実施されていること、④財政は税ではなく、その大部分が保険料によって賄われていること、⑤給付は負担した保険料との対応関係に立っていること、が挙げられる。

税・社会保険料 対GDP比



(出典)OECD Stat（2021年データ）

社会保障費 対GDP比



(出典)OECD Stat（2019年データ）

	1990年	2023年	変化
高齢化率	14.9%	22.3%	+7.4%
出生率	1.46	1.53	+0.07

※　出生率は2021年データ

	社会保障制度　※左記の分類とは異なる	
	制度概要	財源
年金	• 一般年金保険	• 保険料（労使折半） • 税財源
医療	• 公的医療保険	• 保険料（労使折半） • 税財源
介護	• 介護保険	• 保険料
公的扶助	• 生活扶助 • 特別扶助 • 高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障	• 地方自治体の一般税財源 • 高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障は連邦政府が100%負担

（1）社会保障制度と財源

（イ）ドイツ　（報告書pp.16-36）

■【社会保障制度全般】

- ドイツの社会保障制度は、世界で最初に社会保険を制度化したビスマルクの医療保険法（1883 年）、労災保険法（1884年）、年金保険法（1889年）に端を発する。現在では、年金保険、医療保険及び介護保険、社会扶助等がある（労働分野には労災保険及び失業保険があり、社会保険制度は5制度）

■【年金制度】

- 報酬比例の一階建てで、社会保険方式を採用している。財政方式は賦課方式である。無業者(学生・主婦等)及び大半の自営業者は適用対象外(一般年金保険に任意加入可)となっている。一部の自営業者及び被用者は年金の対象となっている。
- 大半が社会保険料で賄われている。社会保険料は賃金に社会保険料率を乗じた金額となる。社会保険料率は労使折半となる。また、無拠出給付（職業訓練期間や育児休暇期間において、社会保険料を拠出することなく、老齢年金の支給額に考慮される）の費用を賄うため、特定財源の指定のない税財源、付加価値税及び環境税からの拠出がなされている。

■【医療制度】

- 連邦保健省が所管しており、疾病金庫(95金庫)が運営主体となっている。強制適用でない者もいるが、原則として、公的医療保険又は民間医療保険に加入することが義務付けられている。
- 大半は社会保険料で賄われている。社会保険料は賃金に社会保険料率を乗じた金額となる。社会保険料率は労使折半となる。保険給付になじまない給付（被扶養者に対する給付等）に充当するという目的で一定規模の国庫補助（税財源）を実施している。

■【介護制度】

- 連邦保健省が所管しており、介護金庫(95金庫)が運営主体となっている。介護保険の支給限度額は要介護度によって設けられている。
- 国庫負担（税財源）はなく、社会保険料のみで賄われている。また、子どもの数に応じて被用者の負担割合が異なる。

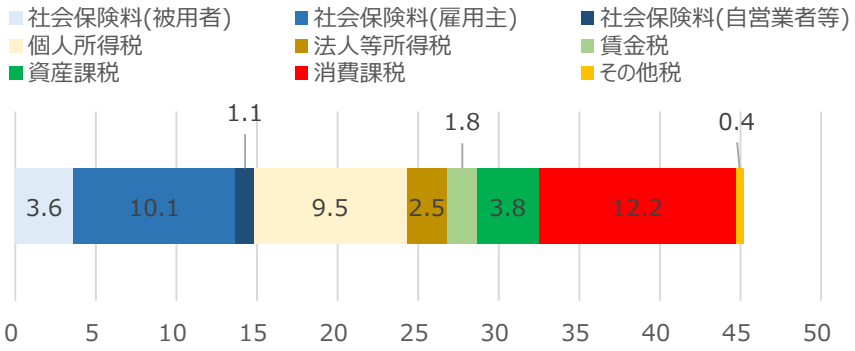
（1）社会保障制度と財源

（ウ）フランス　（報告書pp.37-53）

②社会保障制度全般

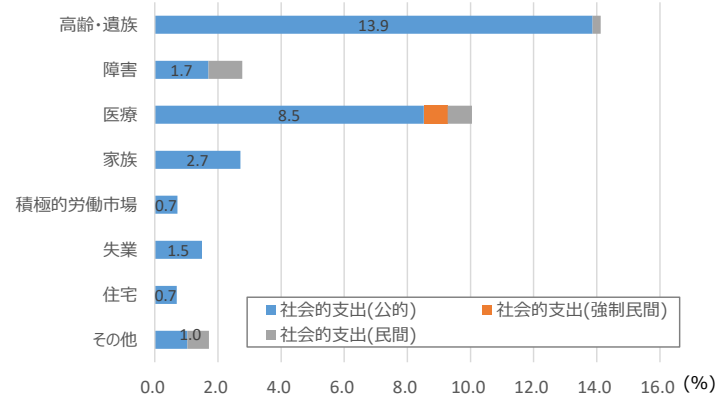
- フランスでは、社会支出に対する公的支出はGDP比30.7%である。うち高齢・遺族13.9%、障害1.7%、医療8.5%、家族2.7%、職業訓練0.7%、失業1.5%、住宅0.7%、その他1.0%である。
- 税・社会保険料のGDP比については、社会保険料(被用者）3.6%、社会保険料(雇用主)10.1%、社会保険料(自営業者等)1.1%、個人所得税9.5%、法人等所得税2.5%、資産課税3.8%、消費課税12.2%となっている。
- ①職域ごとの制度のもとで、賦課方式により運営される年金、②使用者のみが負担する保険料や一般社会拠出金（CSG）を財源とする医療、③自治体が中心的な役割を果たし、社会扶助方式で実施している介護、といった特色がある。

税・社会保険料対GDP比



(出典)OECD Stat（2021年データ）

社会保障費対GDP比



(出典)OECD Stat（2019年データ）

	1990年	2023年	変化
高齢化率	14.0%	21.5%	+6.5%
出生率	1.78	1.68	▲0.10

	社会保障制度　※左記の分類とは異なる	
	制度概要	財源
年金	老齢保険（年金）	社会保険料、税財源
	補足制度	社会保険料
医療	医療保険	社会保険料、税財源
	補足制度	社会保険料
介護	高齢者自助手当（APA）	税財源
公的扶助	積極的連帯収入（RSA） 成人障がい者手当（AAH） 高齢者連帯手当（ASPA）	税財源

（1）社会保障制度と財源

（ウ）フランス　（報告書pp.37-53）

■【社会保障制度全般】

- フランスの社会保障制度は、大きく分けると社会保険制度（Assurance social）と社会扶助制度（Aide social）の2つに分けることができる。社会保険制度は、主に保険料を財源としており、老齢保険（年金）、医療保険、家族手当などに分かれている。
- フランスの社会保険制度の特徴として、職域に応じた制度が分立しており、その中で最も加入者が多いものが、民間の被用者等を対象とした一般制度である。社会保険制度の保険料は労使での負担となっており、使用者負担の割合が他国と比較して非常に大きい。フランスでは社会保障目的税として、一般社会拠出金（CSG）と社会保障債務償還拠出金（CRDS）が導入されており、老齢保険（年金）や医療保険等の財源として用いられている。

■【年金制度】

- フランスの年金制度は、大きく分けて3層構造（1階：法定基礎制度における老齢保険、2階：補足制度、3階：上乗せ年金制度）となっている。1階・2階部分ともに、職域を単位とした制度となっており、制度が複雑に分立している。3階部分として、任意加入の上乗せ年金制度が存在しているが、上乗せ年金制度に加入している国民は少なく、退職後の生活保障にとっては、公的年金制度の重要性が高いといえる。

■【医療制度】

- フランスの医療保険は、強制加入の社会保険制度の一つとして位置づけられる。フランスには日本の国民健康保険のような地域保険が存在しないため、退職後も以前加入していた職域保険に加入し続けることになる。一般制度による医療保険では、使用者のみの負担による社会保険料、一般社会拠出金、酒税、たばこ税、医薬品卸売企業負担金などが財源とされている。
- 一般制度のほかに、共済組合や相互扶助組合等による補足制度がある。2016年1月より、使用者の一定の費用負担の下で、被用者を補足制度に加入させることが義務となった。

■【介護制度】

- フランスの介護制度は、社会保険方式ではなく、高齢者自助手当（APA）を中心に社会扶助方式で行われている。高齢者自助手当では、6段階の要介護度評価に応じて、在宅サービスと施設サービスに対する給付が行われる。それぞれの県（département）が給付の審査や財源の調達などの実務を実施しているほか、国が給付水準や自己負担額の決定、介護等級の評価など全国に適応される基準を法律で定めている。
- 高齢者自助手当は、県の一般予算、全国自律連帯金庫（CNSA）からの拠出金を財源としている。

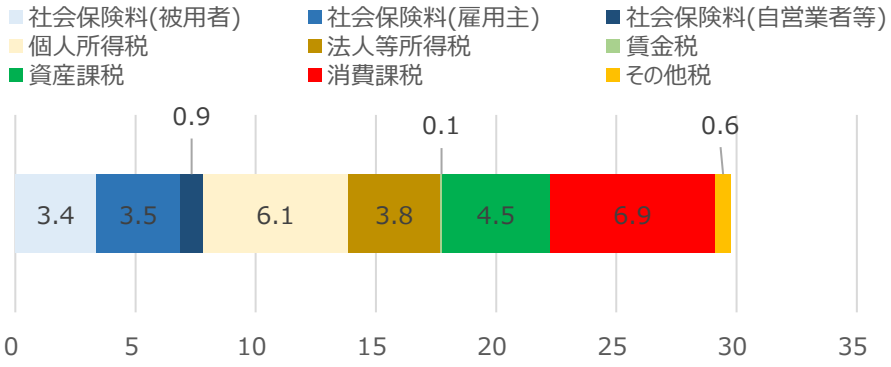
（1）社会保障制度と財源

（エ）韓国　（報告書pp.54-81）

②社会保障制度全般

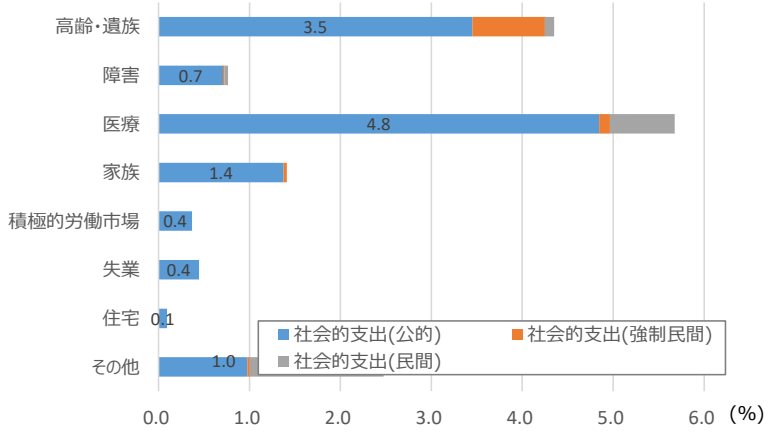
- **社会支出に対する公的支出はGDP比12.3%と低い水準である。うち高齢・遺族3.5%、障害0.7%、医療4.8%、家族1.4%、職業訓練0.4%、失業0.4%、住宅0.1%、その他1.0%である。**
- **税・社会保険料のGDP比については、社会保険料(被用者）3.4%、社会保険料(雇用主)3.5%、社会保険料(自営業者等)0.9%、個人所得税6.1%、法人等所得税3.8%、資産課税4.5%、消費課税6.9%となっている。**

税・社会保険料対GDP比



(出典)OECD Stat（2021年データ）

社会保障費対GDP比



(出典)OECD Stat（2019年データ）

	1990年	2023年	変化
高齢化率	4.9%	18.3%	+13.4%
出生率	1.60	0.72	▲0.88

	社会保障	
	制度概要	財源
年金	国民年金制度	社会保険料(被用者・雇用主) 税財源
	基礎年金制度(低所得高齢者向け) ※　公的扶助として整理	税財源
医療	国民健康保険	社会保険料(被用者・雇用主) 税財源(一般財源＋たばこに課す負担金)
介護	高齢者長期療養保険	利用者の利用料 税財源(地方自治体)
	介護総合サービス	税財源 (※自己負担が大半)
公的扶助	国民基礎生活保障	税財源

（1）社会保障制度と財源

（エ）韓国　（報告書pp.54-81）

■【社会保障制度全般】

- 韓国においては、1960年代から1980年代の高度経済成長を経て、1980年代後半から社会保障の基盤が構築され始めた。現在の社会保障制度は、社会保険、公的扶助及び社会サービスからなっている。社会保険には、国民年金、国民健康保険、雇用保険、産業災害補償保険（日本の労働者災害補償保険に相当）の4大社会保険及び高齢者長期療養保険（日本の介護保険に相当）がある。

■【年金制度】

- 報酬比例の一階建てで、社会保険方式を採用している。財政方式は賦課方式である。大多数の国民が加入する国民年金と、特定の職業に従事する者を対象とする4つの特殊年金があるが、これらは重複して加入しない。また、無業者・自営業者も国民年金に加入し、国民皆年金制度が達成されている。このほか、低所得の高齢者を対象とした基礎年金が導入されている。
- 基礎年金については全額税財源によって賄われている（地方自治体の実情に合わせて国と地方自治体の負担割合は異なる）。
- 国民年金等については、農漁業に従事する者、地域加入者の一部に対して国庫補助がなされているほかは、社会保険料によって賄われている。

■【医療制度】

- 国民健康保険公団が保険者として、加入者資格管理、保険料賦課・徴収、保険給付を支給している。加入者は、職場加入者と地域加入者に分けられる。職場加入者は事業所の労働者・使用者、公務員、教職員と、その被扶養者である。地域加入者は、職場加入者及び職場加入者の被扶養者を除く者である。なお、生活困窮者向けには医療給付制度が別途設けられている。
- 8割超が社会保険料収入、1割強が政府からの支援金（税財源）である。税財源としては、たばこ税に課す賦課金である健康増進基金と、特定の財源を指定しない国庫支援がある。
- 社会保険料は、職場からの報酬に基づいて課される報酬月額保険料と、その他の所得（金融所得等）に基づいて課される報酬外所得月額保険料に分けられる。

■【介護制度】

- 国民健康保険公団が保険者として、加入者資格管理、保険料賦課・徴収、保険給付を支給する。国民健康保険の加入者が長期療養保険の加入者となる。
- 社会保険料は、健康保険料をベースに算定される。算定式としては、健康保険料を健康料率(7.09%)で除した上で、長期保険料率(0.9182%)を乗じて算定する

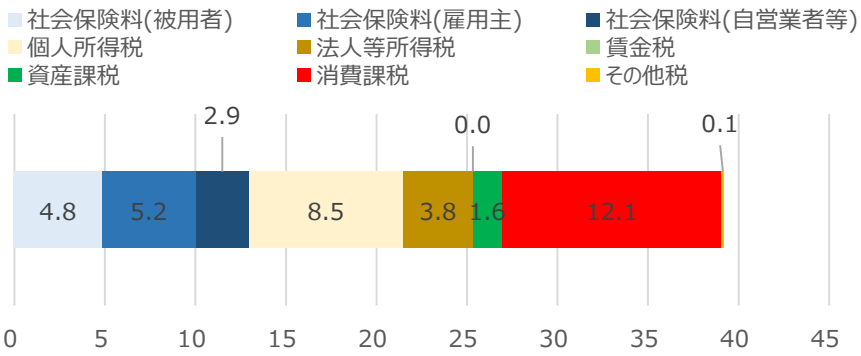
（1）社会保障制度と財源

（オ）オランダ　（報告書pp.82-102）

②社会保障制度全般

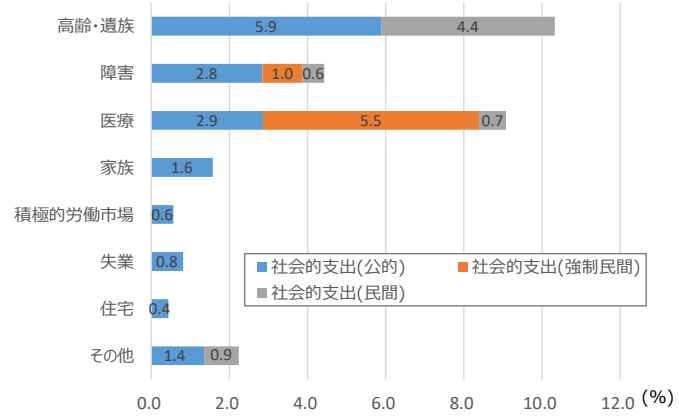
- **オランダでは、社会支出に対する公的支出はGDP比16.3%である。うち高齢・遺族5.9%、障害2.8%、医療2.9%、家族1.6%、職業訓練0.6%、失業0.8%、住宅0.4%、その他1.4%である。**
- **税・社会保険料のGDP比については、社会保険料(被用者）4.8%、社会保険料(雇用主)5.2%、社会保険料(自営業者等)2.9%、個人所得税8.5%、法人等所得税3.8%、資産課税1.6%、消費課税12.1%となっている。**
- **①「管理された競争」の下で保険者間の競争を重視する医療、②1階部分の公的年金よりも、2階部分の職域年金が中心となっている年金制度、③医療と連動して運用され、施設ケアが中心の介護保険（在宅ケアは自治体運営の社会支援が中心）、といった特色がある。**

税・社会保険料対GDP比



(出典)OECD Stat（2021年データ）

社会保障費対GDP比



(出典)OECD Stat（2019年データ）

	1990年	2022年	変化
高齢化率	12.8%	20.1%	+7.3%
出生率	1.61	1.49	▲0.12

	社会保障	
	制度概要	財源
年金	・老齢年金AOW ・遺族年金ANW	保険料(被用者のみ) 税財源
医療	・医療保険Zvw	保険料（雇用主、従業員） 政府補助金(税財源) (＋定額保険料、自己負担金)
介護	・介護保険Wlz	保険料 政府補助(税財源)
	・社会支援Wmo	政府補助(税財源)
公的扶助	社会扶助(WWB)	税財源

（1）社会保障制度と財源

（オ）オランダ　（報告書pp.82-102）

■【社会保障制度全般】

- 社会保障制度の起源は1901年の労働災害補償法まで遡る。老齢年金AOWは、1942年の英国の「ベバレッジ報告」に触発され、その後15年間の議論を経て1957年に成立。以後、伝統的ビスマルク型から北欧モデル型へ転換し、高福祉国家となった。

■【年金制度】

- 公的年金制度は、国民保険と被用者保険の2種類の社会保険で構成される。前者は国民全員、後者は被用者のみを対象とする。国民保険では、老齢年金AOW、遺族年金ANWに対する給付を行う。国民保険制度の運営は、社会保険銀行（SVB）である。保険料は所得税と合わせて税務当局が徴収する（雇用主による源泉徴収）。国民保険の保険料は、雇用主負担がなく、被用者負担のみである。

■【被用者保険】

- 社会保障制度の対象となる従業員は、国民保険および被用者保険の対象となる。
- 被用者保険は、従業員を病気、就労不能、失業による経済的影響から保護することを目的とした強制保険である。保険料は雇用主が全額負担する。被用者保険には疾病給付、障害保険等が含まれる。

■【医療制度】

- オランダの医療は介護と連動しており、強制保険としての健康保険法Zvwにより、急性期の治療を中心とした短期的な医療サービス（プライマリーケア、専門病院による治療）に加え、ホームナーシングも対象に加えられるなど、サービスの対象範囲が拡大している。財源は、被保険者の所得比例保険料、国による公的補助金、被保険者の定額保険料、そして例外的な被保険者の自己負担金である。
- 医療制度の特徴は、医療サービスの公平性を保ちながら保険者間の競争を促す「管理された競争」である。保険者は私的な健康保険会社であり、リスク・セレクションは禁止されている。被保険者は保険者を自由に選び、毎年変更することができる。なお、保険者間のリスク格差を調整するため、政府（健康保険基金）から各保険者に、リスク構造調整プレミアムが配分される。

■【介護制度】

- 2015年の医療・介護改革により、施設ケアは介護保険法Wlz、治療中心の医療サービスは健康保険法Zvw、在宅介護サービスの大部分は社会支援法Wmoに基づく体制へと変更された。Wlzは強制加入の公的保険であり、財源は、被保険者の所得比例保険料、被保険者の自己負担、国の補助金である。
- 一方、Wmoは中央政府からの補助金と地方自治体の税財源によって運営される社会保障制度であって、社会保険には位置づけられていない。

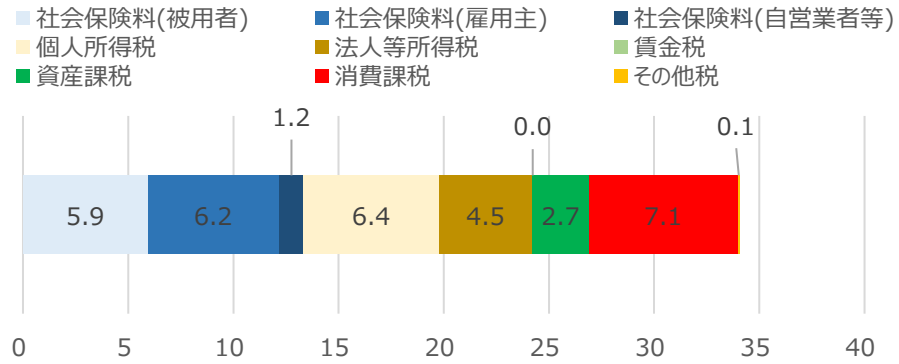
（1）社会保障制度と財源

（カ）日本　（報告書pp.103-117）

②社会保障制度全般

- **日本では、社会支出に対する公的支出はGDP比22.8%である。うち高齢・遺族9.6%、障害1.1%、医療9.6%、家族1.7%、職業訓練0.2%、失業0.2%、住宅0.1%、その他0.3%である。**
- **税・社会保険料のGDP比については、社会保険料(被用者）5.9%、社会保険料(雇用主)6.2%、社会保険料(自営業者等)1.2%、個人所得税6.4%、法人等所得税4.5%、資産課税2.7%、消費課税7.1%となっている。**
- **①国民年金を1階、被用者向けの厚生年金を2階とし、皆年金を実現している年金、②自営業を中心とした国民健康保険、被用者保険、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の3つに分類でき、皆保険を実現している医療、③保険料と税財源、利用者の自己負担額を財源に、市町村が運営する介護、といった特色がある。**

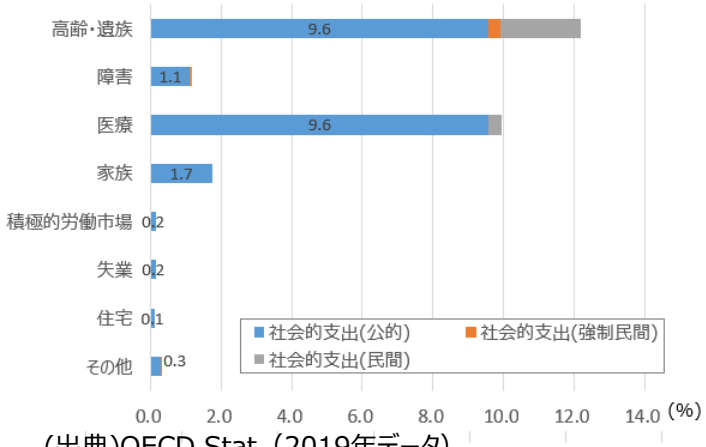
税・社会保険料対GDP比



(出典)OECD Stat（2021年データ）

	1990年	2023年	変化
高齢化率	12.2%	29.2%	+17.0%
出生率	1.51	1.20	▲0.31

社会保障費対GDP比



(出典)OECD Stat（2019年データ）

	社会保障	
	制度概要	財源
年金	・国民年金 ・厚生年金	保険料、税財源
医療	国民健康保険 被用者保険 後期高齢者医療保険	保険料、税財源 保険者間財政調整(※後期高齢者医療保険)
介護	介護保険	保険料、税財源
公的扶助	生活保護	税財源

（1）社会保障制度と財源

（カ）日本　（報告書pp.103-117）

■【社会保障制度全般】

- 日本の社会保障制度は、①社会保険、②国家扶助、③公衆衛生および医療、④社会福祉を4つの柱とした上で、社会保険を中心とした制度となっている。医療と年金の分野では、1958年の国民健康保険法、1959年の国民年金法によって、国民皆保険・国民皆年金の制度が実現した。1960年代から1970年代にかけては、給付の拡充が重視されていたのに対して、1980年代以降は、社会保障の持続可能性が議論されている。
- 近年は税制改正と一体となった社会保障制度改革が進行しており、財源調達のための税制改革に配慮しつつ、社会保障制度改革の見通しを示す取り組みが進められている。

■【年金制度】

- 日本の公的年金制度は、いわゆる「国民皆年金」の仕組みを採用しており、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は、国民年金制度への加入を義務づけられている。国民年金制度に加えて、適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険制度にも加入する必要がある。国民年金制度を1階部分とし、被用者はその上に厚生年金保険制度という2階部分が乗った構造となっている。
- 国民年金制度の財源は、保険料・国庫負担・基礎年金拠出金・積立金の運用収益で構成されており、厚生年金保険制度の財源は、保険料・国庫負担・積立金の運用収益となっている。

■【医療制度】

- 日本の医療保険制度は、社会保険の仕組みにより運営されており、大きく分けると①国民健康保険、②被用者保険、③75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の3つに分類することができる。これらの制度により、日本国内に居住するすべての人は、何らかの医療保険によってカバーされている（国民皆保険）。
- 日本の医療保険制度においては、原則として現物給付方式が取られており、医療サービスや医薬品が保険給付として提供される。医療保険給付の財源は、保険料・保険者間の財政調整・国庫負担で構成されている。

■【介護制度】

- 日本では「介護の社会化」を目的のひとつとして、介護保険制度が導入されている。介護保険制度は、各市町村が保険者の役割を担い運営されている。介護保険の被保険者は、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（第1号被保険者）と同じく市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の者（第2号被保険者）である。介護保険の被保険者が介護保険給付を利用するためには、市町村に申請を行い、要介護状態または要支援状態の認定を受ける必要がある。
- 介護保険の財源は、保険料と税財源がそれぞれ50%となっている。

（1）社会保障制度と財源

（キ）各国比較　（報告書pp.118-119）

		イギリス	ドイツ	フランス	韓国	オランダ	日本
社会保障制度全体の概要		1911年の国民保険法により制度創設。第二次大戦中の「ベバリッジ報告」に基づき整備。退職年金、雇用・支援手当、遺族関連給付、求職者手当は、全国民対象の国民保険に一元化。	世界初の社会保険である19世紀末のビスマルクの医療保険法、労災保険法、年金保険法に端を発する。社会保険は、年金、医療介護、労災及び失業の5制度。	社会保険制度(年金、医療、家族手当等)と社会扶助制度に分かれる。保険料は使用者負担の割合大。社会保障(年金、医療等)目的税として一般社会拠出金と社会保障債務償還拠出金を導入。	1980年代後半から社会保障基盤構築。社会保険、公的扶助及び社会サービスから構成。社会保険として、国民年金、国民健康保険、雇用保険、産業災害補償保険及び高齢者長期療養保険。	起源は1901年の労働災害補償法。英国の「ベバレッジ報告」に触発され、老齢年金が成立。以後は北欧モデル型社会保障へ転換。	社会保険を中心とした制度。医療と年金は国民皆保険・国民皆年金。1980年代以降、社会保障の持続可能性が議論され、近年は税制改正と一体となった社会保障制度改革が進行。
年金	概要	• 一層制の国家年金。 • 私的年金の役割が拡大。 • 職域年金は自動加入の仕組あり。	• 報酬比例の一階建。無業及び大半の自営業は適用対象外。 • 賦課方式。	• 3層(老齢保険、補足制度、上乗せ年金)。 • 賦課方式。 • 職域毎に複数制度分立。管理運営機構は金庫。 • 国民の80%以上は一般制度に加入。	• 国民皆年金。報酬比例の一階建て • 賦課方式 • 国民年金と特定職業対象の特殊年金。重複なし。 • 低所得高齢者を対象とした基礎年金。	• 1階は国民保険、2階は職域年金、3階は個人年金。 • 国民保険では老齢年金、遺族年金を給付。 • 社会保険銀行が運営主体。	• 1階は国民年金、2階は被用者向けの厚生年金。 • 政府が所管し、運営は日本年金機構。 • 積立金を保有しつつ、賦課方式。
	財源	• 被用者・雇用主からの保険料(国民保険料)。 • 税負担無し。	• 2/3は労使折半の社会保険料、1/3は税財源。	• 社会保険料(報酬比例)*1。 • 税財源*2。 • その他*3。	• 基礎年金は全額税財源*1。 • 国民年金等は社会保険料*2、*3。	• 国民保険料*1、*2。 • 税財源(一般財源)*2。	• 国民年金は保険料、税財源、基礎年金拠出金、積立金運用益。 • 厚生年金は保険料、税財源、積立金運用益。保険料は労使折半。
	備考			* 1：配当・利子・不動産所得等は算定基礎に含まれず。 * 2：無拠出期間中の財源を賄うもの。 * 3：世代間費用負担の不均衡是正のための年金積立基金。	* 1：国と地方自治体の負担割合は異なる。 * 2：農漁業従事者、地域加入者の一部に対して国庫補助。 * 3：無拠出期間でも納付済み認定制あり(年金クレジット)。	* 1：所得比例(被用者のみ負担、雇用主負担は無し)。 * 2：所得税と保険料の賦課ベース統一。一元的に源泉徴収。	
	財政健全化の取組	• 全就業者対象の一層制の新・国家年金へ移行。 • 支給開始年齢の引き上げを提言。	• 支給開始年齢を65歳から67歳に段階的に引き上げ。 • 無拠出給付費用を賄う付加価値税や環境税からの拠出。 • 持続可能性要素の導入。	• 退職年齢、年金支給開始年齢引き上げ。 • 年金拠出期間延長の前倒し実施。	• 国民年金の給付水準引き下げ。 • 保険料引き上げ、自動調整を柱とする改革案は、未実現。	• 老齢年金への一部積立方式導入。 • 支給開始年齢の段階的引き上げ(2024年からは67歳)。 • 職域年金における「集団的確定拠出年金」への移行。	• 基礎年金の国庫負担割合を1/2に引き上げ、持続性を確保。 • 保険料水準固定とマクロ経済スライドを導入。 • 厚生年金保険の適用を短時間労働者にも拡大。
医療	概要	• 税財源による国民保健サービス(NHS)により原則無料提供。 • かかりつけ医(GP)の登録必須。専門治療はかかりつけ医の紹介必要。	• 連邦保健省所管、疾病金庫(95金庫)が運営主体。 • 財政は医療基金に統一。疾病金庫毎の保険料率も統一。 • 公的又は民間医療保険に加入する一般的加入義務を導入。	• 国民の80%以上は一般制度加入。 • 他に共済組合や相互扶助組合等の補足制度。 • 使用者の一定負担の下、被用者の補足制度加入が義務化。 • 地域保険が存在せず、退職後も職域保険への加入を続行。	• 国民健康保険公団が保険者として運営。 • 加入者は、職場加入者と地域加入者に分けられる。 • 生活困窮者向けには別途、医療給付制度。	• 短期医療に加え、ホームナーシングも対象。 • かかりつけ医を通して専門医治療を受診。 • 保険者間の「管理された競争」。リスク選択禁止。 • リスク構造調整保険料を国(健康保険基金)が保険者へ配分。 • 被用者保険(雇用主負担)の疾病給付、障害保険給付有り。	• 社会保険方式。国民皆保険。 • ①国民健康保険(自営業等)、②被用者保険、③後期高齢者医療(75歳以上)に大別 • フリーアクセス制による現物給付方式
	財源	• 税財源*1。	• 社会保険料(労使折半)。 • 税財源*1。	• 社会保険料(使用者のみ)。 • 一般社会拠出金。 • 酒税、たばこ税、医薬品卸売企業負担金など。	• 8割超が社会保険料*1。 • 1割超が税財源*2。	• 所得比例保険料(雇用主負担)＋定額保険料*1。 • 税財源(健康保険基金)。	• 保険料*1。 • 保険者間の財政調整。 • 税財源。
	備考	* 1：一部に、国民保険料からの拠出あり。	* 1：保険給付に馴染まない給付(被扶養者給付)に充当。		* 1：報酬比例保険料と金融所得等に課される報酬外保険料。 * 2：健康増進基金(たばこ税賦課)と特定の財源のない国庫。	* 1：定額保険料は被保険者負担。例外的な自己負担金も有り。	* 1：被保険者の自己負担は原則3割。7割は保険者から給付。
	財政健全化の取組	• 医療・介護負担金の導入等を提案(未実施)。	• 疾病金庫強化のため、追加保険料徴収が可能(労使折半)。	• 一般社会拠出金を導入。資産・金融所得も課税対象。 • 債務返済財源として社会保障債務償還拠出金を導入。 • 社会保障財源として付加価値税の割合増大。	• 現状、医療保険は黒字が累増。 • 今後の高齢化進展や給付水準向上により財政拡大の可能性。	• 保険者間の「管理された競争」。 • 医療と介護の連動、かかりつけ医強化等により医療費抑制。	• 被保険者の自己負担額を引き上げ。 • かかりつけ医の紹介なしの大病院受診に定額負担制を導入。 • 後期高齢者医療制度を創設。 • 国民健康保険の運営を市町村単位から都道府県単位に。
介護	概要	• 地方自治体が提供。近年は民間サービスへの移行が進展。 • 医療と福祉の提供主体が異なるため、連携に課題あり。	• 連邦保健省が所管、介護金庫(95金庫)が運営主体。	• 高齢者自助手当を中心とした社会扶助方式。 • 国が基準を定め県が給付審査や財源調達等の実務を実施。 • 医療と介護の連携のための総合窓口等を設置。	• 長期療養保険制度として導入。 • 国民健康保険公団が保険者として運営。	• 施設ケアは介護保険、在宅介護サービスは社会支援。 • ホームナーシングは、医療(健康保険)で対応。 • 社会支援は国の補助金と地方の税財源によって運営。	• 各市町村が保険者となり運営。 • 介護給付、予防給付、市町村特別給付の3種類。
	財源	• 地方税 • 税財源(国庫からの交付金) • 利用者の自己負担額	• 社会保険料(労使折半)*1。	• 県の一般予算。 • 全国自律連帯金庫からの拠出金 • 配偶者の有無や受給者の所得水準に応じた自己負担額。	• 社会保険料。 • 税財源(国庫支援金(社会保険料収入の20%)と健康増進基金)。 • 生活困窮者向け長期療養給付費は国・地方が負担。	• 国民保険料(費用者負担のみ)*1。 • 税財源(国から介護保険基金への繰入れ)*1。	• 社会保険料(40歳以上)が半分。 • 税財源が半分(国:都道府県:市町村＝25%:12.5%:12.5%)。 • 利用者の自己負担は原則1割。
	備考		* 1：子どもの数に応じて被用者の負担割合は異なる			* 1：介護保険の財源(社会支援の財源ではない)。	
	財政健全化の取組	• 医療・介護負担金の導入等を提案(未実施)。	• 給付サービス拡大へ対応するため税財源の投入も検討中。	• 各県の高齢者自助手当制度に向けた財源配分の実施。 • 全被用者に対して自立連帯拠出金を課金。 • 年金受給者等に対して自立連帯付加拠出金の負担を割当。	• 現状、長期療養保険の財政負担は小。 • 今後の高齢化進展により財政拡大の可能性。	• 介護保険は費用の高い施設ケアのみをカバー。 • 居宅サービスは、地方自治体提供の社会支援へ移管。	• 自己負担割合の引き上げ

（2）諸外国で実施された社会保障制度と財源

（ア）給付の削減　（報告書pp.120-124）

■ ①年金支給開始年齢の引き上げ

	財政方式	年金支給年齢(2008→2013→2060)	
		男性	女性
ベルギー	賦課方式＋積立方式	65→65→67	64→65→67
ブルガリア	賦課方式	63→63.7→65	59.5→60.7→63
チェコ	賦課方式＋積立方式	61.8→62.7→69.3	56→59.7→69.3
デンマーク	賦課方式	65→65→72.5	65→65→72.5
ドイツ	賦課方式＋積立方式	65→65.3→67	65→65.3→67
エストニア	賦課方式＋積立方式	63→63→65	60.5→62→65
アイルランド	賦課方式＋積立方式	65→65→68	65→65→68
ギリシャ	賦課方式	65→67→71.9	60→67→71.9
スペイン	賦課方式＋積立方式	65→65→67	65→65→67
フランス	賦課方式＋積立方式	65→65.8→67	65→65.8→67
クロアチア	賦課方式	65→67	60.8→67
イタリア	賦課方式	65→66.3→70	60→62.3→70
キプロス	賦課方式＋積立方式	65→65→69	65→65→69
ラトビア	賦課方式＋積立方式	62→62→65	62→62→65
リトアニア	賦課方式	62.5→62.8→65	60→60.7→65
ルクセンブルク	賦課方式＋積立方式	65→65→65	65→65→65
ハンガリー	賦課方式	62→62→65	62→62→65
マルタ	賦課方式	61→62→65	60→62→65
オランダ	賦課方式	65→65.1→71.5	65→65.1→71.5
オーストリア	賦課方式	65→65→65	60→60→65
ポーランド	賦課方式＋積立方式	65→65.3→67	60→60.3→67
ポルトガル	賦課方式＋積立方式	65→65→68.8	65→65→68.8
ルーマニア	賦課方式	62→64.7→65	58→59.7→63
スロベニア	賦課方式＋積立方式	63→65→65	61→63.5→65
スロバキア	賦課方式	62→62→67.8	55→58.3→67.8
フィンランド	賦課方式＋積立方式	62→68→68	62→68→68
スウェーデン	賦課方式＋積立方式	61→67→67	61→67→67
英国	賦課方式	65→65→68	60→61→68

注：緑色のセルが、給付削減に資する改革である。

- EU諸国では、賦課方式（積立方式と併用の国も含む）を採用
- 高齢化の進展により年金財政が厳しくなることが想定される。
- ルクセンブルク以外の国において、高齢化の進展に伴い年金支給年齢の引き上げが予定されている。

出典：European Commission(2016) “Pension Reforms in the EU since the Early 2000’s: Achievements and Challenges Ahead”をもとにMURC作成

（2）諸外国で実施された社会保障制度と財源

（ア）給付の削減　（報告書pp.120-124）

■ ②年金支給額の引き下げ（下記図表の緑色のセルが給付削減に資する改革）

年金支給額　＝　①現役時給与　×　②現役時給与の調整額【当初支給額】　×　③年金支給額のスライド調整【支給開始後の調整】

- ①は、現役時給与の算定期間を限定された期間から就業期間全体あるいはより長期の期間に変更することで、相対的に給与が低い時期の給与も考慮しようとする改革（チェコ、ギリシャ、スペイン、イタリア、マルタ、スロベニア）。
- ②は、物価あるいは賃金水準によって調整がなされるケースが多い。実質賃金がプラスである時期が長い場合には、物価よりも賃金水準によって調整がなされる方が金額が高くなる。従って、物価の比重を高めることで、年金支給額を削減する（ベルギー、ギリシャ、ポルトガル）。
- ③も、物価あるいは賃金水準によって調整がなされるケースが多い。②と同様に物価の比重を高めることで支給額を削減（ポルトガル、スロベニア、英国）。
- 他に、満額受給に必要な保険料納付期間の延長（ベルギー、フランス）、物価等だけでなく平均余命や人口動態と給付額の連動（イタリア、ラトビア、ポーランド、スウェーデン、フランス、フィンランド、ポルトガル、スペイン）

	財政方式	年金支給額算定の基準となる現役時給与（Pensionable earnings reference）		現役時給与の調整ルール（Valorisation rules）		年金支給額のスライド調整（Indexation rules）	
		2006AR	2015AR	2006AR	2015AR	2006AR	2015AR
ベルギー	賦課方式＋積立方式	就業期間全体	就業期間全体	物価及び賃金水準(公共部門)	物価	物価及び生活水準	物価及び生活水準
ブルガリア	賦課方式	不明	就業期間全体	不明	賃金水準	不明	物価及び賃金水準
チェコ	賦課方式＋積立方式	30年間	就業期間全体	賃金水準	賃金水準	毎年裁量にて決定	物価及び賃金水準
デンマーク	賦課方式	居住期間	居住期間	適用なし	適用なし	賃金水準	賃金水準
ドイツ	賦課方式＋積立方式	就業期間全体	就業期間全体	賃金水準	賃金水準	賃金水準＋持続可能性要素	賃金水準＋持続可能性要素
エストニア	賦課方式＋積立方式	就業期間全体	就業期間全体	賃金水準	社会税(Social taxes)	物価及び社会税	物価及び社会税
アイルランド	賦課方式＋積立方式	一定額	一定額	適用なし	適用なし	特段ルールなし	特段ルールなし
ギリシャ	賦課方式	●直近10年中最も高収入の5年(PR) ●直近1か月(PU)	就業期間全体	賃金水準	物価及び賃金水準	賃金水準＋毎年の裁量	賃金水準及びGDP(最大で賃金水準の100%)
スペイン	賦課方式＋積立方式	直近15年	直近25年	物価	賃金水準	賃金水準	年金再評価指数
フランス	賦課方式＋積立方式	最も高収入の25年間	最も高収入の25年間	物価	物価	物価	物価
クロアチア	賦課方式	不明	就業期間全体	不明	物価及び賃金水準	不明	物価及び賃金水準
イタリア	賦課方式	●直近5/10年(旧DB) ●就業期間全体(新NDC)	就業期間全体	●物価(旧DB) ●GDP(新NDC)	●物価(旧DB) ●GDP(新NDC)	物価	物価
キプロス	賦課方式＋積立方式	就業期間全体	就業期間全体	物価及び賃金水準	賃金水準	物価及び賃金水準	物価及び賃金水準
ラトビア	賦課方式＋積立方式	就業期間全体	就業期間全体	物価及び賃金水準	賃金水準	物価及び賃金水準	物価及び賃金水準
リトアニア	賦課方式	最も高収入の25年間	最も高収入の25年間	毎年裁量にて決定	毎年裁量にて決定	毎年裁量にて決定	毎年裁量にて決定
ルクセンブルク	賦課方式＋積立方式	就業期間全体	就業期間全体	物価及び賃金水準	賃金水準	物価及び賃金水準	物価及び賃金水準
ハンガリー	賦課方式	就業期間全体	就業期間全体	賃金水準	賃金水準	物価及び賃金水準	物価
マルタ	賦課方式	直近10年中最も高収入の3年	直近40年中最も高収入の10年	物価	生活費	物価及び賃金水準	物価及び賃金水準
オランダ	賦課方式	居住期間	居住期間	適用なし	適用なし	賃金水準	賃金水準
オーストリア	賦課方式	最も高収入の40年間	最も高収入の40年間	賃金水準	賃金水準	物価	物価
ポーランド	賦課方式＋積立方式	就業期間全体	就業期間全体	賃金水準	●賃金水準(NDC1階部分) ●GDP(NDC2階部分)	物価	物価及び賃金水準
ポルトガル	賦課方式＋積立方式	就業期間全体(最長40年)	就業期間全体(最長40年)	賃金水準	物価	物価及び賃金水準	物価及びGDP
ルーマニア	賦課方式	不明	就業期間全体	不明	物価及び賃金水準	不明	物価及び賃金水準
スロベニア	賦課方式＋積立方式	最も高収入の連続する18年間	最も高収入の連続する24年間	賃金水準	賃金水準	賃金水準	物価及び賃金水準
スロバキア	賦課方式	就業期間全体	就業期間全体	賃金水準	賃金水準	物価及び賃金水準	物価及び賃金水準
フィンランド	賦課方式＋積立方式	就業期間全体	就業期間全体	物価及び賃金水準	物価及び賃金水準	物価及び賃金水準	物価及び賃金水準
スウェーデン	賦課方式＋積立方式	就業期間全体	就業期間全体	賃金水準	賃金水準	賃金水準	賃金水準
英国	賦課方式	保険料支払期間	保険料支払期間	賃金水準	賃金水準	物価	賃金水準

出典：European Commission(2016) “Pension Reforms in the EU since the Early 2000’s: Achievements and Challenges Ahead”をもとにMURC作成

（2）諸外国で実施された社会保障制度と財源

（ア）給付の削減　（報告書pp.120-124）　　（イ）世代間衡平メカニズム（報告書pp.125-126）

■ ③税・社会保険料の引き上げ

- 社会保険料の引き上げ：デンマーク、フランス
 ※特に、金融危機後に引き上げを行った国が多い（ブルガリア、キプロス、ポーランド、ポルトガル、フィンランド、イギリス等）

- 公務員年金での保険料の引き上げ：フランス

（イ） 世代間衡平メカニズム（Intergenerational Equity Mechanism）：スペイン

- 2013年の年金改革において導入された持続可能性要素(Sustainability Factor)に代わる仕組みとしてスペインで2021年に導入された仕組み。
- 2030年から2050年に退職を迎える世代の人口が多く、従前の持続可能性要素に従うと、年金支給額が恒久的に引き下げられるため、世代間衡平メカニズムによる負担額を求め、年金財政の健全化を図ることが目的。
- 世代間衡平メカニズムは世代間格差がない負担額。一方で、持続可能性要素は若年層ほど大きな負担となる。
- 2023年から2032年までを積立期間、2032年から2060年までを取崩期間とする時限的な措置。3年に一度年金財政を評価し、その結果によっては見直しを行う。
 - 被用者については、被用者が0.1%、使用者が0.5%の保険料が退職年金に係る拠出金に上乗せされる。自営業者については0.6%の保険料が上乗せされる。保険料率は毎年0.1%ずつ増加させ、2029年以降は1.2%（被用者については被用者0.2%、使用者1.0%）となる。
 - 政府は最終的に400億ユーロを徴収し、社会保障準備基金に充てる予定。

（2）諸外国で実施された社会保障制度と財源

（ウ）富裕層向け追加負担金　（報告書pp.127-131）

① 純投資所得税(Net Investment Income Tax)：アメリカ

- いわゆるオバマケア（無保険者削減のための医療保険改革）の財源の一つとして2013年より適用されている仕組み。
 - 譲渡所得（株式、債券、投資信託、不動産等）、利子、配当、特定の年金、ロイヤルティ、家賃、受動的活動（金融商品の売買やコモディティ商品など）から得られる所得が対象。賃金、失業手当、社会保障給付、扶養手当、個人住宅売却益、自営業所得については対象とならない。
 - 当該所得のうち、基準値を超える部分に対して、一律3.8%の税率が課される。
 - 基準値は、独身者の場合は20万ドル、夫婦合算申告の場合は25万ドルとなっている。
 - 2022課税年度において、714万件・410億ドルの税収となっている。純投資所得税を含む個人所得税の合計は2兆1,399億ドルであり、およそ2%が純投資所得税の税収である。

② 超富裕層税：G20

- 2024年にG20の議長国をつとめたブラジルが主導した議論。具体的なスキームまでは提示されていない。
 - 過去40年間のインフレ調整後の税引前での資産に対する収益率は年間7.5%であるが、現在の実効税率は資産の0.3%に過ぎない。
 - 10億ドル超の資産を有する超富裕層に対して、資産の2%に相当する税を最低限課すことを提案。

③ 追加連帯拠出金（IEM）：スペイン

- 公的年金財政の強化、所得再配分機能の強化のために2025年1月より適用されている仕組みである。
 - 公的年金保険料の算定基礎額の最高限度額を超える収入を得る者を対象として、追加的な拠出を求めるものである。被用者のみが対象であり、雇用主と被雇用者に累進合計拠出率で課される。
 - 追加連帯拠出金の拠出により、年金の支給額が増加するものではない。

（2）諸外国で実施された社会保障制度と財源

（エ）ソブリン・ウェルス・ファンド　（報告書p.132）　　（オ）年金の民営化（報告書pp.133-134）

（エ） ソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）：オーストラリア、ニュージーランド

- 両国の公的年金制度は、全額税を財源とする賦課方式。
- オーストラリアでは、ミーンズテスト（所得・資産の要件が課されており、一定の所得・資産を超えると金額が削減ないしゼロとなる）あり。ニュージーランドでは、ミーンズテスト無しのユニバーサル年金。
- 将来の納税者の負担を軽減し、世代間の納税負担の平準化を図るため、両国においては国が積立金（ファンド）を設けている
 - オーストラリアのフューチャーファンド（Future Fund）：公的セクター職員向けDB型職域年金への対応。2026/27年度までは引き出し予定なし。
 - NZ スーパーアニュエーション・ファンド：資金引き出し予定は2030年代中頃。

（オ） 年金の民営化：南米諸国

- ラテンアメリカ諸国では、賦課方式の確定給付型年金（pay-as-you-go defined benefit：PAYG-DB）を、民間の年金運用・管理会社が運営する個人勘定方式の確定拠出型年金（fully-funded defined contribution：FF-DC）へと切り替える年金改革が実施されている。
 - PAYG-DBからDCへの移行は、賦課方式から積立方式への移行を意味するため、移行時には追加的な財政負担が発生する。具体的には、旧PAYG-DB年金についての年金支払義務が変わらない中で、DC年金に移行した加入者分の拠出金収入が入らなくなることが挙げられる。
 - アルゼンチンでは、2008年に再改革がなされ、再びDBへ統合された。

年金制度	国
完全にDCに代替された国	チリ（1981）、メキシコ（1997）、ボリビア（1997）、エルサバドル（1998）、ドミニカ共和国（2003）
DCとPAYG-DBが並列している国（いずれか選択）	ペルー（1993）、コロンビア（1994）
DCとPAYG-DBの組み合わせの国（双方に加入）	ウルグアイ（1996）、コスタリカ（2001）、パナマ（2008）
従前からのPAYG-DBのみの国	ブラジル、ベネズエラ、パラグアイ、エクアドル アルゼンチン（DCとPAYG-DBが並列した状態からPAYG-DBに再度一本化）

２．日本の社会保障財源に係る検討

（１）改革の方向性

（２）財源確保上の課題

（３）社会保障財源確保のための参考事例
- （ア）富裕層向け追加負担金
- （イ）社会保障目的の新規財源
- （ウ）人口動態を踏まえた時限的な社会保険料の負担増
- （エ）社会保障財源確保策のまとめ－留意点と効果－

（４）応能負担に係る参考事例
- （ア）所得税と社会料負担の課税ベース・賦課ベースの統一
- （イ）金融所得資産を考慮した社会保障財源確保
- （ウ）柔軟な社会保険料ブラケットの改定
- （エ）現役世代に限定しない社会保障財源確保
- （オ）応能負担策のまとめ－留意点と効果－

（５）各参考事例のまとめ－財源確保上の効果と応能負担面での効果－

（1）改革の方向性　　（2）財源確保上の課題　（報告書p.174）

■ （1）改革の方向性

- **①給付の適正化・削減**
 - 年金等の支給年齢の引き上げや支給額削減、保険診療の適正化等の観点からの給付の適正化・削減、現行の社会保険料の保険料率引き上げ
- **②財源の確保策**
 - 応能負担の原則が不十分である観点等を鑑みると、現行の社会保険料の保険料率引き上げ以外の観点が必要

■ （2）財源確保上の課題

- ①**社会保険料が逆進的**であること、社会保険料＋税負担の合計額でみても、**緩やかな累進性に留まっている**所得区分があること
- ②**給与以外の収入や資産の考慮が不十分**であり、同一の世帯収入であっても、収入の種別によって負担額が大きく異なること。特に、金融所得はあるが給与収入のない高齢者世帯等に対して**負担能力に見合う負担が課されていない**こと。
- ③**社会保険料の標準報酬月額上限の改訂の頻度が少**なく、直近の大幅な賃上げに十分に対応できていない

（3）社会保障財源確保のための参考事例　（報告書pp.176-180）

（ア）富裕層向け追加負担金

- 社会保障財源として、富裕層向けに現状の負担に上乗せした負担を課すことが考えられる。具体的には、アメリカにおいてオバマケアの財源として導入された純投資利益税、スペインにおいて導入された追加連帯拠出金が挙げられる。

①純投資利益税（アメリカ）

- 純投資利益税は、アメリカにおいて、譲渡所得（株式、債券、投資信託、不動産等）、利子、配当、特定の年金、ロイヤルティ、家賃、受動的活動（金融商品の売買やコモディティ商品など）から得られる所得を対象として、20万ドル又は25万ドルの閾値を超える所得を得るものに対して一律3.8%の税率を課すものである。
- 日本においても、金融所得等を対象として、同様の負担金を富裕層に対して課すことは考えられる。ただし、アメリカで導入した場合、税収は410億ドル（2022課税年度）であったものの、日本で導入する場合の税収見込み2,611億円（2022年の推計）にとどまり、**財源確保の効果は限定的である（シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.（3）を参照）。**
- なお、手続面については、対象所得の合計額が**一定の閾値を超えた場合にのみ発生する負担金であることから、利子所得・株式所得のように一律の税率を乗じた税額を源泉徴収する仕組みをとることは困難**であることに留意が必要である。

②追加連帯拠出金（スペイン）

- 追加連帯拠出金は、スペインにおいて、公的年金保険料の算定基礎額の最高限度額（標準報酬月額の上限に相当）を超える収入を得る者を対象として、追加的な拠出を求めるものである。追加連帯拠出金は、年金支給額の算定基礎には含まれない。
- 日本において導入する場合、当該追加連帯拠出金は**反対給付のない負担金であることから、社会保険料としての整理ではなく別途税財源として整理することが必要**となる。仮に追加連帯拠出金を税財源として所得税に付加して徴収する仕組みをとる場合には、**所得税の課税ベースと追加連帯拠出金の賦課ベースを統一しなければ、煩雑な税務手続き**を納税者や源泉徴収義務者に課すことに繋がる。

（3）社会保障財源確保のための参考事例　（報告書pp.176-180）

（イ）社会保障目的の新規財源

①一般社会拠出金CSG（フランス）

- 一般社会拠出金は、フランスにおいて、給与所得、代替所得（老齢年金・失業給付等）、資産所得、金融所得、賭博から得られた収入等の所得に対して、概ね9.2%の税率で課されている社会保障目的税である。なお、フランスにおいては、所得税について世帯単位課税（N分N乗法）の適用が可能であるところ、一般社会拠出金は個人単位課税となっている。
- 日本において導入する場合、**実質的には所得税率の一律引き上げと、増収分の社会保障目的税化を組み合わせることと同等の措置**となる。
- 仮に一般社会拠出金を所得税に付加して徴収する仕組みをとる場合には、**所得税の課税ベースと一般社会拠出金の賦課ベースを統一しなければ、煩雑な税務手続き**を納税者や源泉徴収義務者に課すことに繋がる**（シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.（5）を参照）。**

②消費税率引き上げ（ドイツ）

- ドイツにおいては、社会保障目的税として、消費税率の引き上げがなされている。
- 日本においても消費税の社会保障財源化がなされており、**日本の社会保障財源確保策と同等の措置**と考えられる。
- なお、一般社会拠出金同様の制度（所得税率引き上げ）と、消費税率引き上げを比較すると、一般社会拠出金同様の制度は高所得者の負担が大きく、**消費税率引き上げは低所得者の負担が比較的大**きくなっている。**応益負担の観点からは消費税率引き上げ、応能負担の観点からは一般社会拠出金**同様の制度による財源確保が考えられる**（シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.（6）を参照）。**

（3）社会保障財源確保のための参考事例　（報告書pp.176-180）

（ウ）人口動態を踏まえた時限的な社会保険料の負担増

- 将来の人口推計・人口動態を踏まえた上で長期的な財政収支を検討し、時限的な社会保険料の負担増を求める事例がある。
- 具体的には、世代間衡平メカニズム（スペイン）と、社会保障債務償還拠出金（フランス）が挙げられる。

①世代間衡平メカニズム（スペイン）

- 世代間衡平メカニズムは、2030年から2050年に退職を迎える世代の人口が多いことを見越して、2023年から2032年までを積立期間、2032年から2060年までを取崩期間とする時限的な措置である。
- 日本において、世代間衡平メカニズムを参考とした人口動態を踏まえた時限措置の導入は考えられる。特に、**1971年～1974年の第2次ベビーブーム世代及びその前後は世代人口が多**く、退職後に社会保障給付の大幅な増加が見込まれる。そのため、**当該世代の退職前に早急に負担増加を図ることが望ましい**。年金将来の公的年金の財政見通し**（財政検証）において、人口動態を踏まえた長期的な負担と給付の推計がなされているところであるが、推計結果をもとに、時限的な社会保険料の増加も選択肢**に入れた検討が望ましい

②社会保障債務償還拠出金（フランス）

- 社会保障債務償還拠出金は、累積された社会保障に係る債務を償還するために課されている負担金である。2033年までに債務は償還されることとなっている。
- **日本においては、当該債務償還のための負担金は必要な状況にない。**今後懸念される点としては、フランスの社会保障債務償還拠出金を参考として、社会保障財源についての将来世代への負担の先送り（将来世代の負担増により現在の社会保障給付を賄う）のスキームが用いられることが挙げられる。出生率の上昇が見込まれない限り、社会保障財源は将来世代の方が厳しいものになることが想定されることから、将来世代への負担の先送りは望ましいものと言えない。

（3）社会保障財源確保のための参考事例　（報告書pp.176-180）

（エ）社会保障財源確保策のまとめ－留意点と効果－

分類	参考事例	内容	日本へ導入する場合の留意点	日本に導入する場合の効果
富裕層向け特別負担金	純投資利益税（アメリカ）	一定以上の金融所得を有する個人に対して特別税を課す	いわゆる「1億円の壁」対策としての導入も考えられるが、効果は限定的。金融所得に限定せず所得全般について特別税を課すことも考えられる。	2,000万円以上の投資所得に対して追加税を導入する場合、税収は2,611億円増加。 ※　シミュレーションの結果は報告書第Ⅱ章2.(3)を参照。
	追加連帯拠出金（スペイン）	社会保険料の上限を超える個人に対して特別負担金を課す（給付には反映しない）	実質的には反対給付のない負担金であり、社会保険料でなく別途税財源として整理することが必要	年金について、報酬月額上限を上回る報酬を得ている者の負担が大。現役世代の高所得者から高齢者世代の低所得者に対する所得再分配と同等の効果。
社会保障目的の新規財源	一般社会拠出金（フランス）	所得税と賦課ベースを共通とする負担金を導入する		1%の税率で導入すると、1兆1,066億円程度税収が増加。 ※　シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.(5)を参照。
	消費税引き上げ（ドイツ）	消費税を引き上げ、社会保障財源とする	所得税と賦課ベースを共通とするCSGと比較して再分配の機能は弱い	1%増税すると、2兆円程度の税収が増加。 ※　シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.(6)を参照）。
	たばこ税（韓国）	たばこ税を、健康保険財源とする		
人口動態を踏まえた時限措置	世代間衡平メカニズム（スペイン）	将来の人口動態の変化を踏まえ、負担と給付の平準化に向けた積立金の設定	世代人口の多い団塊ジュニア世代の引退に先立ち導入することが必要 （年金積立金制度が同じ役割を担っているとも解釈できる）	世代人口が多く、新卒時に就職難であった団塊ジュニア世代が高齢者になる際には、社会保障費の急増のおそれがあり、当該社会保障費の急増への備えとなりうる。
	社会保障債務償還拠出金（フランス）	累積された社会保障に係る債務を償還するために課されている負担金	将来世代への負担の先送りのスキームである 出生率の上昇が見込まれない限り、社会保障財源は将来世代の方が厳しいものになることが想定されることから、将来世代への負担の先送りは望ましいものと言えない	出生率の上昇が見込まれない限り、社会保障財源は将来世代の方が厳しいものになることが想定されることから、将来世代との世代間の格差が更に大きくなる。

（4）応能負担に係る参考事例　（報告書pp.181-186）

（ア）所得税と社会料負担の課税ベース・賦課ベースの統一　　（イ）金融所得資産を考慮した社会保障財源確保

（ア）所得税と社会保険料負担の課税ベース・賦課ベースの統一

- オランダにおいては、所得税と社会保険料負担の課税ベース・賦課ベースが統一されており、所得税と社会保険料の合計額について累進課税となっている。また、一元的な徴収がなされている。
- 日本でも同様の措置をとることは考えられる。所得税と社会保険料負担の合計額での累進性の確保や手続きの簡素化等を図ることが可能となる。ただし、**社会保険料と所得税は、賦課・課税目的が異なることから、応能負担の要素が強い所得税に負担軽減は正当化するものの、応益負担の要素が強い社会保険料の負荷軽減を正当化する訳ではない控除もある**ことに留意が必要である（**シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.（7）を参照**）。

（イ）金融所得資産を考慮した社会保障財源確保

- 純投資利益税（アメリカ）は金融所得等を課税ベースにするものである。一般社会拠出金（フランス）については給与所得だけでなく金融所得も課税ベースに含まれる。健康保険料（韓国）については、給与所得だけでなく、金融所得、さらには資産も賦課ベースに含まれる。
- 日本において、社会保険料について、特に会社員や公務員が加入する被用者保険の保険料については給与や賞与に保険料率を乗じて算定されるため、それ以外の金融所得等は保険料に反映されていない。
- 日本においても**金融所得を考慮した社会保障財源確保が考えられる。**税財源としての整理であれば、純投資利益税を参考とした一定の閾値を超える金融所得への付加的な税負担、一般社会拠出金を参考とした実質的な所得税率引き上げを社会保障財源とすることで、金融所得を考慮した社会保障財源の確保が可能となる（**シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.（3）、（5）を参照**）。
- 健康保険料の算定にあたっての**金融所得・資産の考慮については、給付と負担が必ずしも対応するものではないため、社会保険料の賦課ベースとして正当化されるものであるのか検討は必要**である。
- なお、韓国と同様に給与所得者にかかる**金融所得等を賦課ベースとする保険料についての納付手続きが課題**となる。給与を賦課ベースとする保険料と別途納付を原則とする場合には、給与所得者に対して手続き面の負担が増加する。源泉徴収とする場合には源泉徴収義務者に新たな義務を課すこととなり手続き面の負担が増加する。

（4）応能負担に係る参考事例　（報告書pp.181-186）

（ウ）柔軟な社会保険料ブラケットの改定　　（エ）現役世代に限定しない社会保障財源確保

（ウ）柔軟な社会保険料ブラケットの改定

- 諸外国においては、社会保険料ブラケットについて、インフレ率等をもとに高頻度での改定が行われている。
- 日本においては、数年に一度の改定にとどまっているところである。これまで、長期にわたり低いインフレ率や給与増加率が続いていたため、改定頻度は低くでも公平性等の観点で大きな問題は生じてこなかった。しかし、**今後、高インフレ率や給与増加率が継続する場合には、ブラケットを修正の頻度を上げることが望ましいものとなる。ただし、システム対応等の負担が大きくなる可能性がある**こと等に留意が必要である。

（エ）現役世代に限定しない社会保障財源確保

- 今後高齢化率がさらに高まる中で、現役世代に限定しない、つまり給与所得に限定しない社会保障財源を確保する上では、**①金融所得・資産を考慮した社会保障財源の確保、②消費税率引き上げ**を行うことが考えられる。

（4）応能負担に係る参考事例　　（報告書pp.181-186）

（オ）応能負担策のまとめ（その1）－留意点と効果－

分類	参考事例	内容	日本へ導入する場合の留意点	日本に導入する場合の効果
所得税と社会保険料負担の課税ベース・賦課ベース統一	所得税と社会保険料の課税ベース統一 （オランダ）	所得税と社会保険料の課税ベースを統一したうえで、合計額について累進性を確保する	所得税において考慮される各種控除について、社会保険料の負担を軽減する根拠となるか検討が必要	税と社会保険料の合計額につき明確な累進的な負担が可能。 負担能力を考慮した社会保険料となる。 ※　シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.(7)を参照
金融所得や資産を考慮した社会保障財源確保	純投資利益税 （アメリカ） ※再掲	一定以上の金融所得を有する個人に対して特別税を課す	いわゆる「1億円の壁」対策としての導入も考えられるが、効果は限定的 金融所得に限定せず所得全般について特別税を課すことも考えられる	「1億円の壁」は緩和するものと考えられるが、いわゆる「1億円の壁」そのものがなくなるわけではない。 ※　シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.(3)を参照
	一般社会拠出金CSG （フランス） ※再掲	給与所得だけでなく、譲渡所得、金融所得等も課税ベースに含める	所得税の増税と経済的には同等の機能となる	金融所得についても賦課ベースに加えられるが、資産は賦課ベースとならず、給与所得者が大部分を負担する状況は変わらない。 ※　シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.(5)を参照。
	健康保険料における金融所得等の考慮 （韓国）	健康保険料について、給与収入だけでなく、金融所得や資産額も加味して設定される 被用者について、給与収入以外を賦課ベースとする保険料は、使用者により源泉徴収ではなく別途納付	金融所得や資産額を加味した保険料の納付方法について、源泉徴収とする場合には源泉徴収義務者に、新たな義務を課すこととなり負担増	資産を負担能力を示す指標として用いることが可能となる。

（4）応能負担に係る参考事例　　（報告書pp.181-186）

（オ）応能負担策のまとめ（その2）－留意点と効果－

分類	参考事例	内容	日本へ導入する場合の留意点	日本に導入する場合の効果
柔軟な社会保険料ブラケットの改定	インフレ率等を考慮した柔軟なブラケット等の修正（ドイツ・韓国等）	毎年度、インフレ率等を考慮してブラケット修正がなされる	修正頻度が高く、システム対応等の負担が大きい	社会保険料については、インフレの影響による実質的な社会保険料の減収を防ぐことができる。 ※所得税については、ブラケットクリープ（インフレで物価や賃金の伸びを上回るペースで所得税収が増加すること）が起こらなくなるため、一時的に税収減となる。
現役世代に限定しない社会保障財源の負担	純投資利益税（アメリカ） ※再掲	一定以上の金融所得を有する個人に対して特別税を課す		金融所得を有する高齢者世帯に対しても負担を求めることが可能となる。 ※　シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.（3）を参照
	CSG（フランス） ※再掲	給与所得だけでなく、譲渡所得、金融所得等も課税ベースに含める		金融所得を有する高齢者世帯に対しても負担を求めることが可能となる。ただし、新たな負担の大部分は給与所得をベースとするもので、現役世代の負担は大きい。 ※　シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.（5）を参照
	健康保険料における金融所得等の考慮（韓国） ※再掲	健康保険料について、給与収入だけでなく、金融所得や資産額も加味して設定される被用者について、給与収入以外を賦課ベースとする保険料は、使用者により源泉徴収ではなく別途納付		資産を多く有する高齢者世帯の負担割合が大きくなる。
	消費税引き上げ（ドイツ） ※再掲	消費税を引き上げ、社会保障財源とする		消費をベースとするため、現役世代・高齢者世代の区別なく負担を求めることとなる。 ※　シミュレーションの結果は、報告書第Ⅱ章2.（6）を参照

（5）各参考事例のまとめ（その1）－財源確保上の効果と応能負担面での効果－　（報告書pp.187-190）

- （3）、（4）で検討した各参考事例について、財源確保策上の効果、応能負担確保上の効果を改めて整理すると、以下のとおりとなる。

参考事例	内容	財源確保面の効果	能力に応じた公平な負担面での効果	
			負担能力に応じているか	現役世代に負担が偏らないか
一般社会拠出金（フランス）	給与所得だけでなく、譲渡所得、金融所得等も課税ベースに含めた社会保障目的の新たな負担金を導入する。	○ 1%の税率で導入すると、1兆1,066億円程度税収が増加する。 ※所得税の一定税率の引き上げと同様	△ あらゆる所得に一定税率を課すため、累進性は確保されない。	○ 現役世代だけでなく、金融所得を有している高齢者世代も負担対象となる。 ただし、所得の多くは勤労所得であることから、現役世代の負担は大きい。
社会保障債務償還拠出金（フランス）	累積された社会保障に係る債務を償還するため、新たな負担金を導入する	△ 将来世代への負担の先送りのスキーム。社会保障費の増加が一時的なものである場合には、財源確保策として有効である。	△ あらゆる所得に一定税率を課すため、累進性は確保されない。	× 出生率の上昇が見込まれない限り、社会保障財源は将来世代の方が厳しくなると想定されることから、将来世代との世代間の格差が更に大きくなる。
柔軟な社会保険料ブラケット等の改定（ドイツ・韓国等）	インフレ率等を考慮し、社会保険料や所得税のブラケット等を柔軟に修正する	○ インフレの影響による実質的な社会保険料の減収を防ぐことが可能となる。 ※ブラケットクリープ（インフレで物価や賃金の伸びを上回るペースで所得税収が増加すること）が起こらなくなるため、一時的に税収減となる。	○ インフレを原因とする社会保険料の実質的な軽減を防ぐことができる。	△
消費税引き上げ（ドイツ・フランス）	消費税を引き上げ、社会保障財源とする	○ 1%増税すると、2兆円程度の税収が増加することが想定される。	× 低所得者の方が消費性向が高く、相対的に税負担が重くなる。逆進性がある。	○ 消費をベースとするため、現役世代・高齢者世代の区別なく負担を求めることとなる。

（5）各参考事例のまとめ（その2）－財源確保上の効果と応能負担面での効果－　（報告書pp.187-190）

参考事例	内容	財源確保面の効果	能力に応じた公平な負担面での効果	
			負担能力に応じているか	現役世代に負担が偏らないか
たばこ税 （フランス・韓国）	たばこ税を、健康保険財源とする。	○ 現行たばこ税に上乗せする場合には税収増となる。	△ 所得と関係なく、たばこの消費量に応じた負担となる。	△ 現役世代・高齢者世代の区別なく負担を求めることとなる。
健康保険料における金融所得等の考慮 （韓国）	健康保険料を、給与収入だけでなく、金融所得や資産額も加味して設定する。 被用者の給与収入以外を賦課ベースとする保険料は、使用者による源泉徴収ではなく、別途納付する。	○ 現行の健康保険料に追加して、金融所得や資産を加味した負担を求める場合には、社会保険料収入増となる。	○ 資産を負担能力を示す指標として用いることが可能となる。	○ 資産を多く有する高齢者世帯に負担を多く求めるものである。
所得税と社会保険料の課税ベース統一 （オランダ）	所得税と社会保険料の課税ベースを統一し、合計額について累進性を確保する。	△	○ 所得税と社会保険料の合計額について、明確な累進的な負担が可能となる 負担能力を考慮した社会保険料となる	△
純投資利益税 （アメリカ）	一定以上の金融所得を有する個人に対して特別税を導入する。	○ 2,000万円以上の投資所得に対して追加税を導入する場合、税収は2,611億円する増加する。 ※米国における効果と比較して小さい。	○ 負担能力が高いと考えられる金融所得の高所得者に負担を求めるものである。 「1億円の壁」は緩和するものと考えられるが、いわゆる「1億円の壁」そのものがなくなるわけではない。	○ 現役世代だけでなく、金融所得を有している高齢者世代も負担対象となる

（5）各参考事例のまとめ（その3）－財源確保上の効果と応能負担面での効果－　（報告書pp.187-190）

参考事例	内容	財源確保面の効果	能力に応じた公平な負担面での効果	
			負担能力に応じているか	現役世代に負担が偏らないか
追加連帯拠出金 （スペイン）	社会保険料の上限を超える個人に対し特別負担金を導入する。ただし、給付には反映しない。	○ 社会保険料としてではなく、別途の税財源となる。	○ 現役世代のうちの高所得者から高齢者世代のうちの低所得者に対する所得再分配と同等の効果を有する。	× 現役世代に負担を求めることを念頭に置くものである。
世代間衡平メカニズム （スペイン）	将来の人口動態の変化を踏まえ、負担と給付の平準化に向けた積立金を設定する 積立金のために新たな負担金を導入する	○ 世代人口が多く、かつ新卒時に就職難であった団塊ジュニア世代が高齢者になる際には、社会保障費の急増のおそれがあるり、当該社会保障費の急増への備えとなりうる。	△ 負担能力に応じた制度設計とすることは可能だが、一定の負担率を課すものである場合、累進性は確保されない	△ 現時点においては現役世代のみが負担するが、現在の現役世代が将来高齢者になった場合に備えるものと考えられる。